

平成20年度第9回理事会議事概要

日 時： 平成20年12月25日（木） 15:45～16:10

場 所： 森林総合研究所 特別会議室

出席者： 理事長 鈴木 和夫

理事（企画・総務担当） 亀井 俊水

理事（研究担当） 石塚 和裕

理事（育種事業・森林バイオ担当） 田野岡 章

理事（業務承継円滑化・適正化担当） 町田 治之

理事（森林業務担当） 山本 晶三

理事（農用地業務担当） 角田 豊

監事 林 良興

監事 木下 紀喜

監事 山崎 榮一

総括審議役 高木 茂

総括審議役 山口 正三

審議役 島津 義史

企画部長 志水 俊夫

総務部長 松本 芳樹

1. 開会

2. 議事

（1）賃金改定等について

（松本総務部長）<資料1-1を説明>平成20年度賃金改定等については、11月28

日開催の前回理事会にて説明した内容で12月19日に妥結した。内容は国家公務員における人事院勧告に準じることとし、給与改定は見送り、給与構造の改革に準じた地域手当の支給割合の改訂を実施するものである。また、人事院勧告に準じた勤務時間の短縮、子の看護休暇の対象範囲・取得可能日数の拡大、裁判員制度に基づき裁判所に出頭する場合の特別休暇等の労働条件の改善を実施するものである。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

(2) 平成21年度の予算概算決定額について

(高木総括審議役) <資料2-1を説明>森林総合研究所予算のうち運営費交付金分については10,124百万円で概算決定した。これは対前年度比99.5%である。昨年度予算との違いは、今年4月から緑資源機構の事業を承継したことに伴い、自動車税、市町村民税等が課税になってくる分増額となった一方、統合メリット発揮額が減額となっている。

また、施設整備費については258百万円で概算決定し、対前年度比90%である。

(山口総括審議役) <資料2-1を説明>森林農地整備センター関係事業分についても概算決定したところであるが、水源林造成事業については15,425百万円（対前年度比100.7%）で、農林水産省の一般公共事業費における対前年度比89.7%や林野公共の森林整備費における対前年度比99.4%と比較して伸びている。また、農用地整備事業は7,362百万円（73.2%）、特定中山間保全整備事業は2,739百万円（85.9%）と前年度より減少しているが、事業量が減少しており、事業に必要な予算は確保されたところである。既設道移管円滑化事業も1,100百万円（55.0%）であるが、都道府県へ移管する関係から所要の額となったものである。なお、平成20年度補正予算については国費で53,853百万円概算決定したところである。

(町田理事)

統合メリット発揮額とは具体的に何を言うのか。

(高木総括審議役)

平成19年度4月に旧林木育種センターとの統合を踏まえた統合メリットのことであり、具体的には平成18年度予算における一般管理費比で7%相当の減額となっている。

最終年度の22年度においては10%相当の減額となることが中期目標等に明記されている。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

次回の第10回理事会は、1月30日（金）開催を予定する。

3. 閉会